

法人税実務事例検討

親会社から自己株式を取得しその後に自己株式を
消却した場合における発行法人（子会社）の税務
処理

税理士法人ゆいアドバイザーズ アドバイザー 税理士 石田 昌朗

本事例における留意点

法人税法上は自己株式は資産ではないとされており、自己株式を取得した時に資本金等の額及び利益積立金額を減算しているため、その後に発行法人が自己株式を消却した場合における税務処理は不要となる。

事

例

当社は、前期に親会社から自己株式を取得し、今期においてその自己株式を消却することとし、その他資本剰余金44,000,000円を減額しました。この場合における税務処理はどのようにすればよいですか。

【当社の前々期末の貸借対照表】

諸資産 210,000,000円 (含み損益は 0)	諸負債	100,000,000円
	資本金	50,000,000円
	その他資本剰余金	50,000,000円
	未処分利益	10,000,000円

(注) 発行済株式総数2000株のうち800株を44,000,000円で取得

(前期)

【会計処理】

自己株式 44,000,000円 / 現金預金 44,000,000円

【税務処理】

利益積立金額 4,000,000円 / 現金預金 44,000,000円

資本金等の額 40,000,000円 /

【税務修正】

利益積立金額 4,000,000円 / 自己株式 44,000,000円

資本金等の額 40,000,000円 /